

家畜人工授精及び家畜受精卵移植講習会開催要領

平成元年8月24日付け1畜第289号農業水産部長通知
平成3年8月9日付け3畜第327号農業水産部長通知
平成5年1月20日付け5畜第65号農業水産部長通知
平成11年8月30日付け11畜第379号農業水産部長通知
平成12年9月5日付け12畜第541号農林水産部長通知
平成13年9月3日付け13畜第399号農林水産部長通知
平成14年9月5日付け14畜第458号農林水産部長通知
平成18年5月25日付け18畜第233号農林水産部長通知
平成20年3月31日付け19畜第2019号農林水産部長通知
平成24年6月5日付け24畜第312号農林水産部長通知
平成26年5月21日付け26畜第230号農林水産部長通知
令和元年10月1日付け31畜第1067号農業水産局長通知
令和2年10月5日付け2畜第787号農業水産局長通知
令和3年5月24日付け3畜第297号農業水産局長通知
令和4年6月10日付け4畜第451号農業水産局長通知

第1 目的

畜産振興の基礎をなす家畜の改良増殖を計画的に推進するため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づいて行う家畜人工授精講習会及び家畜体内受精卵移植講習会において、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する体系的技術・知識を習得させ、畜産振興の技術的中核者となる家畜人工授精師を養成することを目的とする。

第2 開催回数

原則として、各講習会は2年に1回、交互に開催する。

第3 開催期間及び期日

開催期間は次のとおりとし、開催期日については、別に知事が定める。

- 1 家畜人工授精講習会
おおむね1か月以内とする。
- 2 家畜体内受精卵移植講習会
おおむね2か月以内とする。

第4 開催場所

原則として、県畜産関係機関において実施する。

第5 家畜の種類及び受講人員等

- 1 家畜人工授精講習会
家畜の種類は、牛及び豚とし、受講人員は、原則としておおむね30名以内とする。
- 2 家畜体内受精卵移植講習会
家畜の種類は牛とし、受講人員は、原則としておおむね10名以内とする。
なお、受講者は、牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に限る。

第6 講習科目及び時間

講習科目及び時間は、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第23条により次のとおりとする。

- 1 家畜人工授精講習会
(1) 学科

	科 目	時間
一般科目	畜産概論	4
	家畜の栄養	3
	家畜の飼養管理	3
	家畜の育種	7
	関係法規	5

	科 目	時間
専門科目	生殖器解剖	5
	繁殖生理	13
	精子生理	7
	種付けの理論	4
	人工授精・精液保存	17

(2) 実習

科	目	時間
家畜の飼養管理		4
家畜の審査		7
生殖器解剖		4
発情鑑定		6
精液精子検査法		8
人工授精・精液保存		45

2 家畜体内受精卵移植講習会

(1) 学科

	科	目	時間
専門科目	体内受精卵移植概論		8
	受精卵の生理及び形態		16
	体内受精卵の処理・保存		16
	受精卵の移植		8

(2) 実習

科	目	時間
体内受精卵の処理・保存		50
受精卵の移植		26

第7 講師

講師については、県畜産関係職員等があたるものとする。

第8 受講の手続

受講希望者は、次の書類を住所地を所轄する県農林水産事務所を経由して知事に提出するものとする。ただし、名古屋市に住所地を有する者にあつては畜産課に直接提出するものとする。

1 家畜人工授精講習会

(1) 受講申込書

別記様式第1号の1

(2) 学科目取得証明書

別記様式第2号

(3) 他の家畜人工授精師免許の写し又は他の家畜人工授精講習会修業試験の合格証明書の写し

2 家畜体内受精卵移植講習会

(1) 受講申込書

別記様式第1号の2

(2) 牛の家畜人工授精師免許の写し又は牛の家畜人工授精講習会修業試験の合格証明書の写し

(3) 学科目取得証明書

別記様式第2号

第9 受講料

家畜人工授精講習会の受講料は、20,000円とし、家畜体内受精卵移植講習会の受講料は、45,000円とする。

なお、受講料の徴収は、第8に定める受講申込書を受理した後に知事が発行する納入通知書により行うものとする。

第10 受講申請

受講申請書の提出期限については、知事が別に定める日とする。

第11 携行

受講者は、講習会期間中、次のものを携行するものとする。
講習会使用テキスト、筆記用具、白衣、作業衣及び昼食

第12 受講確認

受講の確認は、講習会受講票（別記様式第3号の1及び2）の講師の受講認印により行うものとする。

第13 修業試験の実施

1 家畜人工授精講習会

第6の1で定めた科目を受講し、かつ、その受講時間数が、家畜改良増殖法施行規則第24条第2項に規定する受講時間数に達した者は、修業試験を受験することができる。ただし、第8の1の（2）の学科目取得証明書を提出した者にあつては、当該科目についての学科試験を免除する。また、第8の1の（3）他の家畜人工授精師免許の写し又は他の家畜人工授精講習会修業試験の合格証明書の写しを提出した者にあつては、一般科目についての学科試験を免除する。

2 家畜体内受精卵移植講習会

第6の2で定めた科目を受講し、かつ、その受講時間数が、第6の2の（1）にあつては、39時間及び第6の2の（2）にあつては、61時間に達した者は、修業試験を受験することができる。

3 試験問題の縦覧

試験問題は、修業試験終了後、畜産課において縦覧する。

第14 合格基準

修業試験の合格基準は、100点満点で全科目平均60点以上とする。ただし、次の者は不合格とする。

- 1 50点未満の科目が2科目以上ある者。
- 2 40点以下の科目がある者。

第15 合格証明書の交付

修業試験の合格者には、合格証明書（別記様式第4号）を交付する。

第16 その他

この要領で定めるもののほか、この講習会の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

受講申込書

年 月 日

愛知県知事 殿

写真貼付欄
申込前6か月以内に撮影したもの
(上半身脱帽、正面向き、無背景)
大きさは4cm×3cm

〒

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

生年月日

家畜人工授精講習会について、受講したいので関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 受講したい家畜の種類
- 2 家畜人工授精師の免許が必要な理由
- 3 職業(学校名)等

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 記の2については、具体的に記載すること。

受講申込書

年 月 日

愛知県知事 殿

写真貼付欄
申込前6か月以内に撮影したもの
(上半身脱帽、正面向き、無背景)
大きさは4cm×3cm

〒

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

生年月日

家畜体内受精卵移植講習会について、受講したいので関係書類を添えて申し込みます。

記

1 家畜体内受精卵移植の資格が必要な理由

2 職業(学校名)等

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 記の2については、具体的に記載すること。

学 科 目 取 得 証 明 書

住 所
氏 名

大学等で履修 した学科目名	修めた単位 又は時間数	修めた年月日	備 考

頭書の者は、上記のとおり、学科目を履修し、単位（時間）を修めたことを証明する。

年 月 日

所 在 地
教育機関名
代 表 者

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 なお、大学等で所定の様式しか発行できない場合は、その様式でも可とする。

様式第3号の1

家畜人工授精講習会受講票

受 講 家 畜		番 号	
住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
職 業 等			
他の家畜の人工授精師 又は、免許申請資格	ある・ない		

※科目及び講師の受講認め印は、裏面のとおり

(注)

1. 講習期間中毎日本票を持参すること。
2. 受講のつど講師の受講認め印を受けること。

様式第3号の2

家畜受精卵移植講習会受講票

受 講 家 畜		番 号	
住 所			
氏 名			
生 年 月 日			
職 業 等			
備 考			

※科目及び講師の受講認め印は、裏面のとおり

(注)

1. 講習期間中毎日本票を持参すること。
2. 受講のつど講師の受講認め印を受けること

合格証明書

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、下記の講習会を修了し、その修業試験に合格したことを証明します。

年 月 日

愛知県知事

記

1. 講習会の開催者の名称及び住所
2. 講習会の開催場所及び期日
3. 講習会に係る家畜の種類
4. 講習会の区分

年 月 日から
年 月 日まで